

## 白石町訓令乙第25号

### 白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 町長は、人口減少やこれに伴う地域の活力低下が顕著な地域が実施する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、活力で満たされた魅力ある白石町を将来につなげるために資する事業に対し、さが未来アシスト事業費補助金を活用して、その経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、さが未来アシスト事業費補助金制度要綱（以下「制度要綱」という。）、さが未来アシスト事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）並びに白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

#### (交付対象及び補助金)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、制度要綱第2に規定する実質的過疎地域（以下「実質的過疎地域」という。）内のNPO法人、市民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA等の組織・団体（以下「団体等」という。）が、第4条に規定する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づき実施する事業のうち、佐賀県が実施するさが未来アシスト事業費補助金事業の交付決定を受けた事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び交付限度額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率及び交付限度額
区分A	次のア～ウに掲げるすべてを満たすソフト事業に係る経費。 ア 地域の活性化を目的とするもの イ 自立的運営を見込んだ新たな仕組みを立ち上げようとするもの又は自立的運営を見込んだ計画の途上にあるもの なお本区分においても、ソフト事業の遂行	補助対象経費に10分の9を乗じて得た額以内の額とする。ただし、町長が特に認めたときは、その限りでない。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを

	上必要な限度で、施設整備費・備品購入費等のハード経費を計上することができる。	切り捨てるものとする。
区分B	実質的過疎地域において行われる施設設備の整備・改修事業で、地域交流を提供する場の確保をするために、必要最低限の施設設備の整備・改修に係る経費。	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、町長が特に認めたときは、その限りでない。なお、補助金額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、白石町さが未来アシスト事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、町長が別に定める日までに、町長に提出するものとする。

(事業実施計画等)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事業実施計画を作成し、当該計画の内容を次に掲げる書面により、前条の申請書に添えて町長に提出するものとする。

- (1) さが未来アシスト事業費補助金事業実施計画書(様式第8-1号又は様式第9-1号)
- (2) 町税の滞納のない証明書(団体等が法人である場合に限る。)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(事前着手)

第5条 補助事業を実施する者が、補助金の交付決定前に補助事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合において、着手前に白石町さが未来アシスト事業費補助金事業事前着手承認申請書(様式第2号)を町長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により事前着手の申請があったときは、その内容を審

査し、白石町さが未来アシスト事業費補助金事業事前着手承認（却下）通知書（様式第3号）により団体等に通知するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、第3条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて白石町さが未来アシスト事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により団体等に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第4条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 制度要綱、交付要綱、規則及びこの要綱に従うこと。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- （3） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- （4） 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）の趣旨を尊重し、県内企業と契約するように努めること。
- （5） 補助事業により取得した財産等の取扱いは、次によること。
  - ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
  - イ 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
  - ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （6） 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに町長に報告しなければならないこと。この場合において、団体等が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (7) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (8) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (9) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように、恣意的な調達先の選定、不適正に高額な価格での調達等とならないよう、その内容に留意しなければならないこと。
- (11) 団体等又は団体等の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが明らかとなったときは、当該補助金の決定の全部を取り消すこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク イ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(12) 団体等が前各号に規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条の規定により交付決定通知を受理した団体等（以下「決定団体等」という。）は、町長が定める期日までに白石町さが未来アシスト事業費補助金交付申請取下書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第9条 決定団体等は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長に承認の申請を行うものとする。

(1) 事業実施計画の変更（補助事業の目的等に影響を及ぼさない軽微な変更と認められる場合を除く。）をする場合

(2) 補助金の交付額の増減をする場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

2 前項の規定による承認の申請は、白石町さが未来アシスト事業費補助金変更承認申請書（様式第6号）により行うものとする。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、白石町さが未来アシスト事業費補助金変更承認（却下）通知書（様式第7号）により決定団体等に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 町長は、補助事業の遂行状況に関し、必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 決定団体等は、補助事業が完了したときは、速やかに白石町さが未来アシスト事業費補助金実績報告書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白石町さが未来アシスト事業費補助金確定通知書(様式第9号)により決定団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、補助事業が完了したと認められる場合に補助金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 決定団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、白石町さが未来アシスト事業費補助金概算払請求書(様式第10号)又は白石町さが未来アシスト事業費補助金精算払請求書(様式第11号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、第1項ただし書の規定により補助金を概算払で交付した場合において、概算払交付額が前条の規定により確定した補助金額を超えたときは、その差額の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

白石町長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金交付申請書

白石町さが未来アシスト事業費補助金に係る事業を実施したいので、補助金を交付されたく、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 事業の目的	
3 交付申請額	
4 事業完了予定日	年 月 日

【添付書類】

- ・さが未来アシスト事業費補助金実施計画書区分A（市町用）（様式第8-1号）又は区分B（様式第9-1号）
- ・町税の滞納のない証明書（団体等が法人である場合に限る。）
- ・その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

白石町長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金事業事前着手承認申請書

白石町さが未来アシスト事業費補助金に係る事業の実施について、次の条件を了承の上、当方の責任のもと、交付決定の通知の前に当該事業に着手したいので、承認願います。

記

事業名	区分	着手予定年月日	事前着手を必要とする理由
		年 月 日	

<条 件>

- ① 当方の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は当方の負担となること。
- ② 交付決定額が申請額に達しない場合においても異議はないこと。



第 号  
年 月 日

様

白石町長



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金事業事前着手承認(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった標記事業の事前着手については、次のとおり条件を付して承認（却下）することに決定したので、白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

事業名	区分	着手予定年月日	備考
		年 月 日	

<条 件>

- ① 事業主体の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は事業主体の負担となること。
- ② 交付決定額が申請額に達しない場合においても異議はないこと。

第 号  
年 月 日

様

白石町長



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、次のとおり交付することに決定したので、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 交付決定額	
3 交付予定時期	
4 条件事項	(1) 事業完了後、速やかに実績報告書(様式第8号)を提出すること。 (2) 事業計画の変更(町長が認める軽微な変更を除く。)する場合には、町長の承認を受けること。 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。 (4) 交付決定に対して不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から14日以内とする。 (5) その他、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

白石町長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた白石町  
さが未来アシスト事業費補助金の交付の対象となる事業については、下記の  
理由により実施しないので補助金交付の申請を取下げます。

記

1 事 業 名	
2 交 付 決 定 額	
3 交 付 決 定 通 知 書 の 受 領 年 月 日	
4 取 下 げ 理 由	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

白石町長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた白石町  
さが未来アシスト事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、白  
石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の  
規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名	
2 交 付 決 定 額	
変 更 後 3 交 付 申 請 額 (差引変更増減額)	( )
4 変 更 理 由	
5 事 業 完 了 予 定 日	年 月 日

【添付書類】

- ・さが未来アシスト事業費補助金実施計画書区分A（変更承認申請市町用）（様式第8-3号）又は区分B（変更承認申請用）（様式第9-2号）
- ・その他町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

白石町長



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金変更承認(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の変更については、次のとおり承認（却下）することに決定したので、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 次のとおり、承認します。

変 更 前	
変 更 後	

- 2 次のとおり、却下します。

却下の理由

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

白石町長 様

（住 所）

（団 体 名）

（代表者氏名）



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた白石町  
さが未来アシスト事業費補助金の交付の対象となる事業が完了したので、白  
石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の  
規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事 業 名	
-------	--

【添付書類】

- ・ さが未来アシスト事業費補助金実績報告書区分 A（市町用）（様式第 1 1 - 1 号）又は区分 B（様式第 1 2 号）
- ・ 事業実績が分かる写真
- ・ 事業費に関する領収書等の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

白石町長



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名	
2 交付確定額	
3 条件事項	(1) 概算払により既に交付を受けた額が、交付確定額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。 (2) その他、白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

年 月 日

白石町長 様

(住 所)

(団 体 名)

(代表者氏名)



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった白石町さが未来アシスト事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう白石町補助金等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 事業名				
2 概算払請求額	(算出基礎) 交付決定額 ( )			
	交付済額 ( )			
	今回請求額 ( )			
	残 額 ( )			
3 振込先	金融機関		支店	
	預金種別	1. 普通		2. 当座
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

※通帳の見返しを添付すること

(※債権者(請求者)と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。)



年 月 日

白石町長 様

(住 所)

(団 体 名)

(代表者氏名)



年度白石町さが未来アシスト事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった白石町さが  
 未来アシスト事業費補助金として、下記金額を交付されるよう白石町補助金  
 等交付規則及び白石町さが未来アシスト事業費補助金交付要綱の規定により  
 請求します。

記

1 事 業 名				
2 精 算 払 請 求 額	(算出基礎) 確 定 額 ( )			
	交 付 済 額 ( )			
	今 回 請 求 額 ( )			
3 振 込 先	金 融 機 関		支 店	
	預 金 種 別	1. 普通		2. 当座
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	口 座 名 義			

※通帳の見返しを添付すること

(※債権者(請求者)と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。)